

## 社会的養育の充実を図るための計画内容の修正について

### 1 社会的養育の推進に係るこれまでの経過

- (1) 平成28年6月の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、国及び地方自治体は、子どもができる限り家庭で養育されるよう保護者等への支援を行い、それができない場合はより家庭に近い里親委託等を優先して必要な措置を講ずる「家庭養育優先原則」の理念が規定された。
- (2) これを受け、平成29年8月に、国において設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、同ビジョンで掲げられた内容を通じて「家庭養育優先原則」を徹底するため、各自治体において社会的養育推進計画（以下「計画」という。）を策定することとされた。
- (3) 本市においても、計画を内包する「京都市はぐくみプラン」の策定に向け、「支援を必要とする子どものための部会（以下「部会」という。）」において議論を行い、パブリック・コメント時点では大きな方向性のみを示していたが、より具体的な目標や施策を検討するため、令和元年12月24日に部会を開催し議論を行った。

### 2 部会における主な意見

- (1) 児童虐待通告・相談件数や一時保護の件数については増加傾向のため、地域で子育てを行う家庭への支援も含めた、社会的養育の充実が必要であること。
- (2) 里親等委託率の向上に当たっては、里親への支援を行うフォスタリング体制（包括的な支援体制）の構築が必須であり、その中でも、フォスタリング業務の中核を担う児童相談所のマッチング機能の充実が必要であること。

### 3 具体的な反映状況

部会における意見を踏まえ、以下の点に主眼を置き、「京都市はぐくみプラン」へ反映した。

- (1) 児童福祉法に規定される、「子どもの権利保障の理念」や「家庭養育優先の原則」を踏まえ、養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていく。

- (2) 社会的養育が必要な子どもに対して、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、地域で子育てを行う家庭・施設・里親それぞれの養育を充実・強化するための取組を行う。
- (3) ショートステイの量の見込みについて、パブリック・コメント時点では、平成26年度から平成30年度までの平均値としていたが、育児疲れ等の保護者の不安を軽減する子育て家庭への支援の充実及び地域ごとの利用者数の偏り解消の観点から、全市における利用割合を、事業を実施している児童福祉施設のある行政区の平成30年度実績の平均値まで高めていくことを目標とした量に改める。

#### 4 今後に向けて

社会的養育の充実を図るに当たっては、関係団体との更なる連携のもとで推進していくとともに、取組の検証を行う際にはより丁寧に関係団体へ意見を聞くこととする。